

第12回協議会が平成15年8月25日に開催されました。

前回の協議会で提案された「協議会で協議を行うもの24項目」「協議会に報告し承認を受けるもの17項目」合計41項目が協議され、原案どおり承認されました。

これにより、協議会で承認された調整案は全体の94%となりました。

※今回を含め、これまで掲載してきた調整案は、御代田町脱会前のものです。協議会では現在、これら調整案の見直しを行っています。

第12回協議会の承認項目はこちら

皆さんに関係の深い24項目の調整案をお知らせします。

その9

総務関係

1	特別職の身分の取扱い (市長・助役・収入役・教育長)	<p>市長・助役・収入役及び教育長の身分については、法令の定めるところとします。</p> <p>【市長】 各市町村の法人格の消滅により、合併日の前日に失職 → 新市設置日から50日以内に選挙。 新市の市長が選ばれるまでの間は、市長の不在を防ぐため、各市町村の長であった者の中から、協議により定められた者が新市の市長職務執行者となる。</p> <p>【助役・収入役】 市長同様、合併日の前日に失職 → 市長選挙以後開かれる議会の同意により選任。ただし、収入役については代理者が必要とされるため、新市の市長職務執行者が合併日に収入役職務代理者を指定。</p> <p>【教育長】 一般職の地方公務員であるが特別職の教育委員会委員の身分を併せ持つため、合併特例法の身分保障の適用を受けず、合併日の前日に失職 → 市長選挙以後開かれる議会の同意により選任。それまでの間は新市の市長職務執行者が臨時に選任した教育委員の互選により選任。</p>
2	特別職の報酬の取扱い (市長・助役・収入役・教育長)	<p>佐久市・臼田町・浅科村で給料の抑制措置を実施中です。</p> <p>市長・助役・収入役・教育長の給料については佐久市の例により統一し、当分の間は現行どおり10%の抑制措置を行います。新市の市長職務執行者の給料についても同額とします。</p> <p>なお、新市においてすみやかに特別職等報酬審議会において報酬額(給料)の協議を行います。</p>
3	特別職退職手当 (市長・助役・収入役・教育長)	<p>一部支給率に違いがあります。合併時、佐久市の例により統一します。</p>
4	特別職の身分の取扱い (行政委員会委員など)	<p>教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会の各委員及び監査委員の身分については、法令の定めるところによるものとします。</p>
5	特別職の報酬の取扱い (行政委員会委員など)	<p>また、報酬については佐久市の例により統一し、すみやかに特別職報酬審議会の協議に準じて報酬額の協議を行います。</p> <p>ただし、農業委員会の委員については、別に協議します。</p>
6	条例・規則の取扱い	<p>合併協議会において協議・承認された調整内容に基づき、新市の事務事業に支障をきたさぬよう整備します。</p>
7	一般職の身分の取扱い	<p>合併特例法第9条第1項の規定により新市の職員として身分を引継ぎます。</p> <p>佐久下水道組合の職員についても、新市の職員として引継ぎます。</p>
8	新世代ケーブルテレビ 施設整備補助金	<p>佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。</p>

民生関係

9	疾病予防事業	<p>臼田町が実施しています。</p> <p>新市において誕生月健診や国保加入者の人間ドック助成事業を実施することで対応するため、合併時廃止します。</p>
10	同和地区児童生徒奨学金	<p>浅科村・御代田町が給付しています。</p> <p>新市の教育委員会が実施する奨学資金貸付事業を活用するため、合併時廃止します。</p> <p>ただし、合併日の前日に在学中の者で給付を受けている者については、その在学期間に限り、経過措置として従前どおり支給します。</p>

保健福祉関係

11	社会福祉協議会	合併時に、社会福祉法第 109 条に基づき新市社会福祉協議会として統合します。									
12	母子寡婦福祉資金借入 利子補給	浅科村・御代田町が実施しています。 住宅・転宅・結婚以外の修学・就職支度・技能修得など、生活に必要性が高い事由による資金の貸付については、新市において母子小口貸付として無利子で貸付を実施するため、利子補給は合併時廃止します。 ただし、合併日の前日に母子寡婦福祉資金の借入利子補給を受けている者については、その償還期間に限り経過措置として従前どおり支給します。									
13	障害者福祉年金	御代田町が実施しています。 障害者福祉年金の支給対象が法による特別児童扶養手当・障害児扶養手当・障害児手当支給対象と重なり、対象者へ手当の重複支給となるため、合併時廃止します。									
14	児童遊園遊具設置及び 補修事業補助金	臼田町・浅科村は全額公費負担、佐久市は一部負担、御代田町は全額区の負担としています。 合併時、佐久市の例により統一します。 【補助の概要】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 50%;">経 費</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置事業</td> <td>区が児童遊園の遊具の設置に要する経費</td> <td>2/3 以内（限度額 20 万円）</td> </tr> <tr> <td>補修事業</td> <td>区が管理している児童遊園の遊具の補修に要する経費。ただし 1 万円以上の経費とする</td> <td>2/3 以内（限度額 4 万円）</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	経 費	補助率	設置事業	区が児童遊園の遊具の設置に要する経費	2/3 以内（限度額 20 万円）	補修事業	区が管理している児童遊園の遊具の補修に要する経費。ただし 1 万円以上の経費とする	2/3 以内（限度額 4 万円）
種 類	経 費	補助率									
設置事業	区が児童遊園の遊具の設置に要する経費	2/3 以内（限度額 20 万円）									
補修事業	区が管理している児童遊園の遊具の補修に要する経費。ただし 1 万円以上の経費とする	2/3 以内（限度額 4 万円）									
15	チャイルドシート購入費 補助金	臼田町・浅科村・御代田町が実施しています（佐久市は平成 14 年 3 月で廃止）。 補助事業の主たる目的が交通安全対策としてのチャイルドシート設置の普及であり、既に当初の目的が達成されているため、合併時廃止します（平成 15 年 6 月 1 日現在、17 市中 11 市で廃止）。									
16	通園バス事業	浅科村が実施しています。合併時、浅科村地域の小学校スクールバス運行区域で実施し、新市において 3 年以内に実施方法の見直しを行います。 対象者 浅科村御牧原地区からみまき保育所に通園する、自宅が保育所と概ね 4km 以上はなれた児童及び小学校スクールバス運行経路沿いに住む児童の希望者 利用料 往復利用 1,000 円 / 月 片道利用 500 円 / 月									
17	通園費補助金	佐久市が実施しています。保育園の通園は自家用車による送迎が一般的であり、また最寄の園までバス通園している児童も減ってきており、さらに保育園を自由に選択できる状況から遠距離通園は特別なことではなくなっているため、合併時は現行どおりとし、新市において 3 年以内に見直しを行います。 ただし、新市の通園バス事業運行区域での自家用車使用の場合は対象としません。									
18	児童館運営委員会※	佐久市（児童館）・臼田町（児童館・保育所等）・御代田町（児童福祉施設）が実施しています。 新市において児童館や保育所等子育て支援事業を包括する「子育て支援審議会（仮称）」を設置して委員会を統合するため、合併時廃止します。									
19	保育所等運営委員会										
20	児童福祉施設事業運営委員会										
21	家庭ゴミ収集支援事業	浅科村が実施しています。 合併時、浅科村の例を基本として、利用者負担金を徴収して新市において実施します。 概要 概ね 65 才以上の高齢者世帯及び一人暮らし高齢者や障害者等で身体的機能低下により収集指定場所までの搬出が困難な世帯に対し、定期的に訪問しごみの収集を実施するとともに、安否確認を行う（可燃・ビニールごみは週 1 回、その他は月 1 回） 利用者負担金 100 円 / 回									
22	高齢者共同リビング管理運営事業	浅科村が実施しています。合併時、現行どおりとします。									

※ 児童館運営委員会……第 6 回協議会で、「合併時、新市において設置する」と承認されていましたが、今回変更となりました。

経済関係

23	観光協会	佐久市・臼田町・御代田町が観光協会を組織しています。事務局は行政内に置かれており各協会の独立は現状では難しいため、合併時、各協会の意向を踏まえて統一を図ります。 また、御代田町観光協会青年部も新市観光協会へ統合していきます。
24	観光協会青年部	

皆様のご意見
をお寄せください

佐久市・臼田町・浅科村
任意合併協議会事務局（佐久市役所 3F）

〒385 - 8501 長野県佐久市大字中込3056
TEL 0267 - 62 - 2111（内線366）/ FAX 0267 - 62 - 7862
Eメール gappei@city.saku.nagano.jp
ホームページアドレス <http://www.city.saku.nagano.jp/gappei/index.htm>